

## 鹿沼市最低制限価格制度事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿沼市財務規則（昭和39年鹿沼市規則第7号）第70条に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において最低制限価格制度とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、競争入札に当たって最低制限価格（予定価格の制限の範囲内で落札価格の最低限度の基準として設定する価格をいう。）を設定し、落札者を決定する制度をいう。

(対象となる競争入札)

第3条 最低制限価格制度の対象となる競争入札は、次に掲げる工事又は業務委託に係る競争入札（鹿沼市低入札価格取扱要綱（平成13年鹿沼市告示第47号）の適用を受けるものを除く。）とする。

(1) 建設工事

(2) 鹿沼市建設工事請負契約等に係る予定価格の公表に関する要綱（平成12年鹿沼市告示第21号）第2条の表に定める業務のうち、事情第1項第2号に掲げる費目により積算したものの（以下「建設関連業務委託」という。）

(3) 建物清掃及び警備保障業務の委託のうち、設計金額が10万円以上のもの（以下「建物清掃等」という。）

(最低制限価格の設定)

第4条 最低制限価格は、次に定めるとおりとする。

(1) 建設工事の最低制限価格は、予定価格算定の基礎となった次に掲げる額（1円未満の端数は、切り捨てる。）の合計額（その額が工事価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は10分の9.2を乗じて得た額、その額が工事価格に10分の8.7を乗じて得た額に満たない場合は10分の8.7を乗じて得た額）から1万円未満の端数を切り捨てた額に消費税及び地方消費税相当額を加えて得た額とする。

ア 直接工事費の額（建築工事及び設備工事にあつては、これに10分の9.5を乗じて得た額）

イ 共通仮設費の額

ウ 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

(2) 建設工事関連業務委託の最低制限価格は、次に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める予定価格の基礎となった額（1円未満の端数は、切り捨てる。）から1万円未満

の端数を切り捨てた額に、の合計額（測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務に係るその額が業務価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合は10分の8.2を乗じて得た額、その額が業務価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合は10分の6を乗じて得た額、地質調査業務に係るその額が業務価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合は10分の8.5を乗じて得た額、その額が業務価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合は3分の2を乗じて得た額及びその他積算体系が建設工事と同じものに係るその額が業務価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は10分の9.2を乗じて得た額、その額が業務価格に10分の8.7を乗じて得た額に満たない場合は10分の8.7を乗じて得た額）から1万円未満の端数を切り捨てた額に消費税及び地方消費税相当額を加えて得た額とする。

ア 測量業務 次に定める額の合計額（その額が業務価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合は10分の8.2を乗じて得た額とし、その額が業務価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合は10分の6を乗じて得た額とする。イ、ウ及びオにおいて「調整額」という。）

(ア) 直接測量費の額

(イ) 測量調査費の額

(ウ) 諸経費の額に10分の5.5を乗じて得た額

イ 建築関係建設コンサルタント業務 次に定める額の合計額（その額がアに規定する場合にあつては、調整額とする。）

(ア) 直接人件費の額

(イ) 特別経費の額

(ウ) 技術料等の経費の額

(エ) 諸経費の額に10分の5.5を乗じて得た額

ウ 土木関係建設コンサルタント業務 次に定める額の合計額（その額がアに規定する場合にあつては、調整額とする。）

(ア) 直接人件費の額

(イ) 直接経費（積上計上）の額

(ウ) その他原価の額に10分の9を乗じて得た額

(エ) 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

エ 地質調査業務 次に定める額の合計額（その額が業務価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合は10分の8.5を乗じて得た額、その額が業務価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合は3分の2を乗じて得た額とする。）

(ア) 直接調査費の額

(イ) 間接調査費の額

(ウ) 解析等調査業務費の額に10分の7を乗じて得た額

(エ) 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

オ 補償関係コンサルタント業務 次に定める額の合計額（その額がアに規定する場合にあっては、調整額とする。）

(ア) 直接人件費の額

(イ) 直接経費（積上計上）の額

(ウ) その他原価の額に10分の9を乗じて得た額

(エ) 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

カ その他業務（積算体系が建設工事と同じもの） 次に定める額の合計額（その額が業務価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は10分の9.2を乗じて得た額、その額が業務価格に10分の8.7を乗じて得た額に満たない場合は10分の8.7を乗じて得た額とする。）

(ア) 直接工事費の額

(イ) 共通仮設費の額

(ウ) 現場管理費相当額の10分の8を乗じて得た額

(エ) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

キ その他業務（アからオまでの業務以外の業務であって、その積算体系がアからオまでのいずれかに該当するもの） 該当する業務の区分に応じ、それぞれアからオまでに定める額

(3) 建物清掃等に係る最低制限価格は、業務価格に10分の7を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額に消費税及び地方消費税相当額を加えて得た額とする。

2 前項の最低制限価格は、予定価格調書に明記するものとする。

(工事費内訳書等)

第5条 入札参加者は、予定価格の事前公表の対象となる入札に当たっては、入札書に記載された入札金額に対応した工事費内訳書又は委託費内訳書（以下「工事費内訳書等」という。）を入札書に添えて提出しなければならない。

2 工事費内訳書等は、金抜き設計書と同項目とし、記載内容は、数量、金額等を明らかにしたものでなければならない。

3 工事費内訳書等の添付のない入札は、無効とする。

4 市長は、必要に応じて、入札参加者に対し、工事費明細書又は委託費明細書の提出を求めることができるものとする。

(入札書比較価格に対する最低制限価格の公表)

第6条 入札書比較価格に対する最低制限価格は、落札者との契約締結後に公表するものとする。  
(落札者の決定)

第7条 最低制限価格を下回る価格による入札が行なわれた場合は、当該入札者を落札者としな  
いものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札したもの  
のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。  
(最低制限価格制度適用の周知)

第8条 最低制限価格を設定したときは、当該競争入札に参加しようとする者に対し、当該競争  
入札に関し最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。  
(最低制限価格制度の対象外)

第9条 最低制限価格の設定が不適切と認められる場合は、最低制限価格を設定しないことがで  
きる。

#### 附 則

この告示は、平成29年4月1日以降に公告し、又は指名通知を発送する入札から適用する。